

旅館業のてびき

-
- I. 申請・届出の手続き
 - II. 営業許可にかかわる要件
 - III. 構造設備の基準
 - IV. 管理の基準
 - V. 保健所案内図
-

旅館業の業務は、公衆衛生および国民生活の向上に寄与することを目的とした旅館業法により、適正な運営が求められています。

このパンフレットには、旅館業の経営者のみならず、従事する方々が、知っておくべきことが書かれています。

新しく営業する場合、また、すでに営業している施設の衛生管理の手引きとして、ご活用ください。

I . 申請・届出の手続き

開業までの手続き

事前相談

・書類、構造設備について
あらかじめご相談下さい。

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の手続き

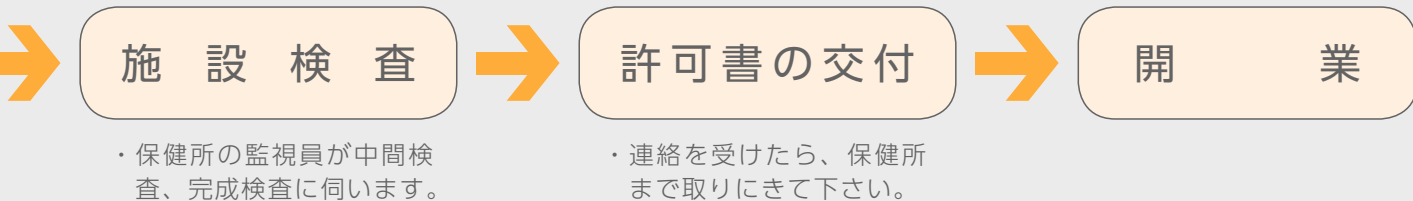
申請書の提出

・建築確認を伴う場合の申請は、建築確認申請と同時期の申請をお願いします。

1 許可の申請等…… 正副2部必要です。

申請事項		提出書類等
許可	新規営業 (建て替え・大規模な増改築・大規模な改装を含む)	①旅館業営業許可申請書 ※ ¹ ②構造設備の概要 ※ ¹ ③申告書(法人の場合、取締役以上の全員分) ④付近見取図(申請地を中心とした半径300m以内のもの) ⑤建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図 ⑥客室等にガス設備を設ける場合は、ガス配管図 ⑦照明設備系統図、機械換気設備系統図及び給排水設備系統図 ⑧法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 ※ ² ⑨手数料 ※新築等の建築確認が必要となる施設の場合、完了検査を受けた後に検査済証の写し(本証照合要)を提出してください。
	営業者の変更 (但し、承継の場合を除く) 個人⇒個人、法人⇒法人、 個人⇔法人	
	営業種別の変更 (下宿への変更を除く) 旅館・ホテル⇔簡易宿所 下宿⇒旅館・ホテル 下宿⇒簡易宿所	
承継承認	事業譲渡 個人⇒個人、法人⇒法人 個人⇔法人	①旅館業営業承継承認申請書 ※ ¹ ②旅館業の譲渡を証する書類 ③譲受人が法人の場合、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 ※ ² ④譲受人の申告書(法人の場合、取締役以上の全員分) ⑤手数料
	法人の合併・分割・吸収合併・吸収分割 申請は合併・分割・吸収合併・吸収分割前に行う。承認後に登記を行い、登記事項証明書を提出する。	①旅館業営業承継承認申請書 ※ ¹ ②定款又は寄附行為の写し ③申告書(取締役以上全員) ※ ¹ ④登記事項証明書(合併又は分割登記後) ⑤手数料
	相続 個人営業の営業者が死亡した場合、60日以内に行う。	①旅館業営業承継承認申請書 ※ ¹ ②戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は法定相続情報一覧図の写し ※ ² ③相続人が2人以上で、その全員の同意により承継する場合はその全員の同意書 ④被相続人と全ての相続者の関係を示す書類 ⑤申告書 ※ ¹ ⑥手数料

(新規申請の場合)



2 変更・停止・廃止の届出…… 正副2部必要です。

届出すべき事項		提出書類等
変更	施設の名称変更	①旅館業営業許可事項変更届 ※ ¹
	小規模な増改築 小規模な構造設備の変更	①旅館業営業許可事項変更届 ※ ¹ ②構造設備図、説明図 (変更部分が明確にわかるもの、必要な場合は仕様書)
	営業者（個人）の 住所変更、改姓・改名	①旅館業営業許可事項変更届 ※ ¹
	営業者（法人）の名称、代表者、事務所所在地の変更	①旅館業営業許可事項変更届 ※ ¹ ②履歴事項全部証明書 (変更事項の履歴が確認できるもの) ※ ² ③申告書
停止	施設の全部または一部停止 (注)半年を超えない範囲で期間を定める	①旅館業停止届 ※ ¹
廃止	完全廃業、譲渡	
	建て替え、営業者の変更、営業種別の変更（下宿への変更を除く）大規模な増改築等で新たな営業許可が必要になった場合	①旅館業廃止届 ※ ¹ ②旅館業営業許可書

※¹ 用紙は、保健所生活衛生課（環境衛生担当）にあります。

※² 6か月以内に発行されたものがが必要です。

Ⅱ. 営業許可(承継・承認を含む)にかかわる要件

項 目	基 準 等	関 係 法 令									
設 置 場 所	施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む）の周囲おおむね100mの区域内にある場合、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、許可を与えないことがあります。	法3-3-1 法3-3-2 法3-3-3 条2									
	<table><tr><td>学 校</td><td>幼稚園・小学校・中学校・高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼保連携型認定こども園</td></tr><tr><td>児童福祉施設</td><td>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター</td></tr><tr><td rowspan="2">条 例</td><td>総括指定</td><td>外国人学校、図書館</td></tr><tr><td>個別指定</td><td>博物館、公民館、公園、児童遊園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、区長が指定するもの</td></tr></table>	学 校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼保連携型認定こども園	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	条 例	総括指定	外国人学校、図書館	個別指定	博物館、公民館、公園、児童遊園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、区長が指定するもの	
	学 校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼保連携型認定こども園									
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター									
条 例	総括指定	外国人学校、図書館									
	個別指定	博物館、公民館、公園、児童遊園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、区長が指定するもの									
人 的 要 件	申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。 1 成年被後見人又は被保佐人 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 4 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。） 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの 7 法人であって、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ＜参考＞ 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項各号（第4号を除く。）に該当するに至ったときは、同条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。 1 刑法（明治40年法律第45号）第174条（公然わいせつ罪）、第175条（わいせつ文書頒布等）または第182条（淫行勧誘）の罪 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する罪（同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。） 3 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪（勧誘、周旋等） 4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2章に規定する罪	法3-2 <									

Ⅲ. 構造設備の基準

1 旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの（法2-2）

項 目	基 準 等	関 係 法 令
客 室	・ 一客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては9㎡）以上であること。	政1-1-1
	・ 客室は、次の基準によること。	条7-1-4
	一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、7㎡以上（寝台を置く客室にあっては9㎡以上）であること。	条7-1-4 ア
	一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。	規13-1
	睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。	条7-1-4 イ
	他の客室、廊下等との境界が、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画されていること。	条7-1-4 ウ
	・ 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。	条4-1-6
	一客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積3㎡につき一人。	条4-1-6 ア
	一客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。	規8
	・ 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。	条6-1-1
	・ 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。	条6-1-2
	・ 案内書、表示板その他宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。	条6-1-3
フ ロ ン ト	・ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。	政1-1-2
	事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。	省4の3-1-1
	事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、昼夜問わず営業時間内は、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、原則徒歩10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。	審査
	宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	省4の3-1-2
	・ 玄関帳場又はフロントを設ける場合は、宿泊者の利用しやすい位置とし、受付等の事務に適した広さを有すること。	条7-1-1
	・ 案内書、表示板その他宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。	条6-1-3
換気、採光、照明 防湿、排水設備	・ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	政1-1-3
入 浴 設 備	・ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来しないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	政1-1-4

項 目	基 準 等	関 係 法 令
入 浴 設 備	・ 浴室は、次の基準によること。	条7-1-7
	洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。	条7-1-7 ア
	共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。	条7-1-7 イ
	和式浴室を設ける場合には、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。	条7-1-7 ウ
	ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。	条7-1-7 エ
	ろ過器は、十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。	条7-1-7 エ- (ア)
	ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。	条7-1-7 エ- (イ)
	循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。	条7-1-7 エ- (ウ)
	浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。	条7-1-7 エ- (エ)
	入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。	条7-1-7 エ- (オ)
洗 面 所	・ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	政1-1-5
	・ 共同洗面所を設ける場合には、規則で定める数の給水栓を設置すること。	条7-1-10
	数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5人（5人に満たない端数は、5人とする。）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を6に加算した数とする。	規15
便 所	・ 適当な数の便所を有すること。	政1-1-6
	・ 便所は、次の基準によること。	条7-1-9
	各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。	条7-1-9 ア
	便所を付設していない客室を有する階には、男女を区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。	条7-1-9 イ
	宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。	規14
	便所を付設していない客室の合計定員が30人以下の場合 次の表の上欄に掲げる合計定員に応じ、同表の下欄に掲げる数	

項 目	基 準 等						関 係 法 令	
便 所	合計 定員	5 人以下	6 人以上 10 人以下	11 人以上 15 人以下	16 人以上 20 人以下	21 人以上 25 人以下	26 人以上 30 人以下	規14
	数	2	3	4	5	6	7	
	合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を7に加算した数							
	合計定員が301人以上の場合 300人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を34に加算した数							
ロビー又は食堂	・ロビー又は食堂を設ける場合は、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さを有すること。							条7-1-2
調 理 場	・調理場を設ける場合は、次の基準によること。							条7-1-3
	壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。							条7-1-3 ア
	宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。							条7-1-3 イ
	出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。							条7-1-3 ウ
	十分な能力の換気設備を有すること。							条7-1-3 エ
寝 具 類	・宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。							条7-1-5
	・寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。							条7-1-6
ガ ス 設 備	・客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。							条7-1-8
	専用の元栓を有すること。							条7-1-8 ア
	ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。							条7-1-8 イ
そ の 他	・設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。							政1-1-7
	・旅館業の施設が存する建築物に住戸が存するときは、当該施設が当該住戸と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造であること。ただし、区長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。							管条 4-1-1
	・旅館業の施設の入口その他公衆の見やすい場所に、当該施設の名称を表示すること。また、営業時間外は、旅館業の施設の入口その他公衆の見やすい場所に、緊急時の連絡先を表示すること。							管条 5-1-1、 管条 5-1-2

2 簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業（法2-3）

項 目	基 準 等	関 係 法 令
客 室	・ 客室の延床面積は、33㎡（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。	政1-2-1
	・ 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、3㎡以上であること。	条9-1-3
	一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。	規13-1
	・ 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。	政1-2-2
	・ 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。	条9-1-4
	条例第9条第1項第4号に規定する客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。	規13-2
	・ 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。	条9-1-5
	・ 客室は、次の基準によること。	条9-2 (条7-1-4)
	睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。	条7-1-4 イ
	他の客室、廊下等との境界が、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画されていること。	条7-1-4 ウ
	・ 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。	条9-1-6
	・ 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。	条4-1-6
	有効面積1.5㎡につき一人。	条4-1-6 イ
	一客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。	規8
・ 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。	条6-1-1	
・ 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。	条6-1-2	
・ 案内書、表示板その他宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。	条6-1-3	
換気、採光、照明防湿、排水設備	旅館・ホテル営業と同じ	政1-2-3
入 浴 設 備	旅館・ホテル営業と同じ	政1-2-4 条9-2 (条7-1-7)
洗 面 所	旅館・ホテル営業と同じ	条9-2-1 (条7-1-10)
便 所	旅館・ホテル営業と同じ	政1-2-6 条9-2-1 (条7-1-9)
玄 関 帳 場・フ ロ ン ト	・ 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場又はフロントを設置すること。	条9-1-1
	・ 案内書、表示板その他宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。	条6-1-3
履 物 保 管 設 備	・ 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。	条9-1-2
調 理 場	旅館・ホテル営業と同じ	条9-2-1 (条7-1-3)
寝 具 類	旅館・ホテル営業と同じ	条9-2-1 (条7-1-5,6)
ガ ス 設 備	旅館・ホテル営業と同じ	条9-2-1 (条7-1-8)

3 下宿営業

施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう（法2-4）

項 目	基 準 等	関 係 法 令
客 室	・ 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9㎡以上であること。	条10-1-1
	一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。	規13-1
	・ 各客室には、押し入れを設けること。	条10-1-2
	・ 客室は、次の基準によること。	条10-2 (条7-1-4)
	睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。	条7-1-4 イ
	他の客室、廊下等との境界が、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画されていること。	条7-1-4 ウ
	・ 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。	条4-1-6
	一客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積3㎡につき一人。	条4-1-6 ア
	一客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。	規8
	・ 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。	条6-1-1
換気、採光、照明 防湿、排水設備	・ 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。	条6-1-2
	・ 案内書、表示板その他宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。	条6-1-3
	旅館・ホテル営業と同じ	政1-2-3
	旅館・ホテル営業と同じ	条10-2 (条7-1-7)
	旅館・ホテル営業と同じ	条10-2-1 (条7-1-10)
	旅館・ホテル営業と同じ	政1-3-4 条10-2 (条7-1-9)
	旅館・ホテル営業と同じ	条10-2-1 (条7-1-3)
	旅館・ホテル営業と同じ	条10-2-1 (条7-1-8)
入 浴 設 備	旅館・ホテル営業と同じ	
洗 面 所	旅館・ホテル営業と同じ	
便 所	旅館・ホテル営業と同じ	
調 理 場	旅館・ホテル営業と同じ	
ガ ス 設 備	旅館・ホテル営業と同じ	

Ⅳ. 管理の基準

項 目	基 準 等	関 係 法 令
換 気	・旅館業の施設については、次の換気措置を講ずること。	条4-1-1
	換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。	条4-1-1 ア
	機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。	条4-1-1 イ
	客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15%以下とすること。	条4-1-1 ウ
照 度	・旅館業の施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。	条4-1-2
	客室、応接室及び食堂 40ルクス以上	条4-1-2 ア
	調理場及び配膳室 50ルクス以上	条4-1-2 イ
	廊下及び階段 常時20ルクス以上（深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、10ルクス以上）	条4-1-2 ウ
	浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上	条4-1-2 エ
防 湿	・旅館業の施設については、次の防湿措置を講ずること。	条4-1-3
	排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。	条4-1-3 ア
	客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。	条4-1-3 イ
清 掃	・客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。	条4-1-4
寝 具	・寝具類については、次の措置を講ずること。	条4-1-5
	布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。	条4-1-5 ア
	シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。	条4-1-5 イ
	布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。	条4-1-5 ウ
定 員	・客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。	条4-1-6
	旅館・ホテル営業及び下宿営業の施設の客室にあっては、一客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積3㎡につき1人。	条4-1-6 ア
	簡易宿所営業の施設の客室にあっては、有効面積1.5㎡につき1人。	条4-1-6 イ
ガ ス 設 備	・客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講ずること。	条4-1-7
	宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。	条4-1-7 ア
	元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。	条4-1-7 イ
入 浴 設 備	・浴室については、次の措置を講ずること。	条4-1-8
	湯栓及び水栓には、清潔な湯水を十分に供給すること。	条4-1-8 ア
	浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認めたときは、この限りではない。	条4-1-8 イ
	共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。	条4-1-8 ウ
	貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。	条4-1-8 エ
	貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。	条4-1-8 エ-（ア）
	貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。	規9-1
	貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤等により湯の消毒を行うこと。	条4-1-8 エ-（イ）
	貯湯槽内の湯の温度は、60℃以上を保つこととする。	規9-2
	浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1Lにつき0.4mg以上になるように保つこと。ただしこれにより難しい場合には、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。	条4-1-8 オ

項 目	基 準 等	関 係 法 令
入 浴 設 備	浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。 二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1Lにつき3mg以上になるように保つこと。	規10-1-1 規10-1-2
	シャワー水については、レジオネラ属菌が検出されないこと。	条4-1-8 カ
	ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。	条4-1-8 キ
	ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。	条4-1-8 キ- (ア)
	ろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。	規11-1
	浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。	条4-1-8 キ- (イ)
	配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。	規11-2
	集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。	条4-1-8 キ- (ウ)
	集毛器の清掃は、毎日行うものとする。	規11-3
	浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。	条4-1-8 キ- (エ)
	浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。	規10-4
	イ、エ、オ及びキの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。	条4-1-8 ク
備 品	洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。	条4-1-9
	・ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。	条4-1-10
管 理 者	・ 便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。	条4-1-11
	・ 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する旅館業の施設については、この限りでない。	条4-1-12
営 業 者	・ 営業者は、旅館業を営むに当たり、旅館業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応しなければならない。	管条3-1-1
	・ 旅館・ホテル営業を営む者は、営業時間内は、玄関帳場若しくはフロントを有する施設又は宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則第四条の三に規定する基準に適合するものを有する施設に従業員を常駐させなければならない。	管条6-1-1
	・ 簡易宿所営業を営む者は、営業時間内は、当該簡易宿所営業の施設に従業員を常駐させなければならない。	管条6-1-2
従 事 者 名 簿	・ 旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。	条6-1-4
	営業従事者名簿に記載する規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名 二 生年月日 三 住所 四 従事職種 五 就業年月日	規12
宿 泊 者 名 簿	宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の規則で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。	法6-1
	宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。	省4の2-1
	宿泊者名簿に記載する規則で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号 ※旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。 二 その他区長が必要と認める事項	省4の2-3 厚労省通知
	区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。 一 生年月日 二 前泊地 三 行先地 四 到着日時 五 出発日時 六 室名 七 国籍（外国人の場合）	規7

※関係法令欄

法：旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）
 政：旅館業法施行令（昭和23年12月21日政令第407号）
 省：旅館業法施行規則（昭和23年7月24日厚生省令第28号）
 条：文京区旅館業法施行条例（平成24年3月6日条例第11号）
 規：文京区旅館業法施行細則（昭和55年5月30日規則第32号）
 管条：文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（平成30年6月4日条例第27号）
 審査：文京区旅館業の営業許可に関する審査基準

V. 保健所案内図

相談及び手続きは、保健所生活衛生課環境衛生担当で受け付けしています。

